

# 第6回 埼玉圏央道オオタカ等保護対策検討委員会

## 議事録

日 時：平成16年9月28日（水）13：05～16：50

場 所：大宮サンパレス 4F ミニヨン

出席者：委員 長 葉山 嘉一 日本大学 生物資源科学部 専任講師  
委員 池谷 奉文 財団法人 日本生態系協会 会長  
柳澤 紀夫 財団法人 日本鳥類保護連盟 理事  
勅使河原 彰 狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議 代表委員  
鈴木 伸 鳩山野鳥の会 代表

関係機関 梅原 照明 埼玉県 環境防災部 みどり自然課長  
(代理：主幹 山下 富士男)  
興津 吉彦 埼玉県 県土整備部 道路街路課長  
(代理：副課長 南沢 郁一郎)  
小谷 充宏 日本道路公団 さいたま工事事務所長  
(代理：副所長 佐藤 新一)  
松浦 弘 国土交通省 大宮国道事務所長

事務局 国土交通省 大宮国道事務所  
財団法人 道路環境研究所

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料1 (第4回検討委員会議事要旨について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対策検討(案)の「1.調査地Aの保護対策の考え方」のポツ1番の内容について、(事務局による)事前説明の時に強く抗議したが、修正されていないので意見をまとめたものを配布してよろしいでしょうか。(別添資料配付)</li> <li>・第4回委員会ではシェルターは必要であることを確認し、委員長がまとめる形で次回委員会で複数案提案してほしいとしたが、第5回委員会ではシェルターの案が出ないで、樹木で道路を覆うという形での事務局案が出た。それについては、樹木による緑の連続性確保には問題があることを意見書でまとめて皆さんに報告して、基本的にはこういうことを受けて、シェルターというものが緑の連続性確保としてまず第一義的に設置する。その上で、植生等も含めて全体的に補完し合っていくというのが少なくとも第4回委員会を踏まえた委員の集約だと理解していた。ところが、最終的に前回の議事録要旨としてこういう意見でまとめられたので、非常に問題が多いということで、やはり第4回以降の検討を踏えて、まず、シェルターの設置は必要だということを確認の上、それと植栽をどう合わせて全体的に緑の連続性の確保をするかという形の議事要旨に改めてほしい。私はシェルターの設置は必要だということが、この委員会での決定事項だということ踏えて議事をしたいということです。その点を御確認願います。 ( ■■■ 委員 )</li> <li>・ ■■■ からお話がありましたけれども、私もシェルターの内容を吟味したいという意向で整理したと思っています。</li> <li>・ ■■■ からの話を承った上で、その問題に関しては今回の議事の(3)保護対策(案)のところできちっと議論をしていきたいと思えます。( ■■■ 委員 ■■ )</li> <li>・この文言で第6回の保護対策検討案ができています。ですから、やはりこれは緑の連続性の確保として、道路を覆うシェルターが不可欠である。合わせて、樹木の植栽等を補完する機能として合わせて植栽する、と文面を改めていただきたい。( ■■■ 委員 )</li> <li>・今の御意見に対して、事務局いかがですか。( ■■■ 委員 ■■ )</li> <li>・ ■■■ から4回、5回の議事録を踏まえて御意見がありましたので、事務局の方でも整理してお話しをさせていただければと思います。 まず、第5回委員会までの検討状況としまして、緑を基本とした保護対策案について合意をした上で、それを補う機能が必要との御意見をいただいたと事務局は認識しております。このことにつきましては、まず第5回委員会のまとめとして、委員会の中で確認させていただいております。これにつきましては、記者会見、記者発表等も行なって公表しています。その後、各委員に委員会議事録をファックスでお送りして、内容の確認をしていただいております、事務局として必要な確認はしております。 それから、もう1点です。第4回委員会からの流れという形で、ま</li> </ul>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料1 (第4回検討委員会議事要旨について)</p>	<p>ず第4回委員会におきましては、シェルター設置につきまして検討案の提示を求められておりました。それは事実でございます。第5回委員会におきまして、事務局としてシェルター設置の必要性について、いろいろな観点から検討を行った結果として、1つは、まず設置しなければならない確たる理由が見つからないこと。2つ目としましては、コストが10億円程度と高いということから、事務局としては現時点でシェルター案は提示でないことを、第5回委員会でお話ししていると思います。検討の結果としまして、シェルター案に関する各委員の認識にも差があること、緑を基本として、それを補完する機能としてのシェルター等の検討案を次回委員会に提示することで確認がとれていると認識しています。(早野課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の委員の方いかがでしょうか。(■■■■委員■■■■)</li> <li>・シェルターを設置するということは第4回委員会で決まっているわけで、これを今さらまたもとに戻すことは、あまりいいことではないと思いますよ。営業中心域だから(事業は)基本的に回避なんです。よって、シェルターができないのなら、道路はできないということになる。原点に帰るような議論はしてほしくない。(■■■■委員)</li> <li>・シェルターは不可欠との合意ができています。■■■■は仮設でもよいのではないかと、また、■■■■は道路の通行の安全性を考えて、樹木から枝葉が落ちることへの対応としてシェルターが必要、■■■■もシェルターが必要だとお話をされていると思います。若干ニュアンスは違うが、基本的にはシェルターが必要との意見で統一している。私自身の理解ではそう考えてます。議事録の文言について、今議論していると時間がもったいないので、議事要旨の文中にある「道路を覆う施設(シェルター)が必要」、これをそのまま受けて、シェルターは必要との前提で次の議論を進めたい。具体的な議論は(3)保護対策のところまで煮詰めたいと思います。(■■■■委員■■■■)</li> <li>・委員会としては、必要不可欠だということで、再確認したいということによろしいですね。それだったら結構です。(■■■■委員)</li> <li>・お言葉を返すようですけれども、基本的な考え方として、樹木で連続性を確保する。たしか第5回るときに、連続性を確保して、最終的にはそれによろしいですよという合意がなされたかと認識している。(瀬尾副所長)</li> <li>・その辺のニュアンスが行き違いがあるかもしれないと思います。</li> <li>・今回事前の説明を受けた際に出されてきた3つの案の向かって一番左側は、シェルター構造を持っていない案で出されてきていますので、復習の意味でその資料を載せていただいたのかなと私は見ていたのですけれども、今、副所長さんの方からお話があった内容については、保護対策案の中で、議論をしていきたいと思います。(■■■■委員■■■■)</li> </ul>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料2 (調査状況報告)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ████████ に教えてもらいたいです。 ████████ のところ、オオタカが新たに見つかったのですけれども、前々からここにはオオタカの繁殖というのは、以前に確認されたことがありますか。( ████████ 委員 )</li> <li>・ 営巣は確認されていませんでした。ただ、繁殖期において、成鳥が今回見つかった林の上を行ったり来たりしたという姿は確認されています。</li> <li>・ 以前も姿はよく見ていました。ですから、どこかの近くでは営巣しているのだろうということは、ずっと話題になっていました。( ████████ 委員 )</li> </ul>
<p>資料-3 (保護対策検討案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営巣中心域、これはオオタカの行動内容を吟味して決定していくという内容ですから、そう簡単には算術で出てくるものではない。まさにここが専門家としての委員の意見の出どころだと思います。いずれにしても営巣中心域を確定して、その上でこのオオタカのペアの行動域の全体の意味が判明して、まさに保護対策が決められるということだと私は理解しています。今まで、10件以上こういう委員会にかかわっていますけれども、すべて営巣中心域が確定した段階で初めて保護対策が出されています。</li> <li>・ 今日初めて案という形で営巣中心域が出ていますので、営巣中心域が確定していない。ですから、その段階で保護対策を出すというのは、ちょっと段取りとしては間違いだと思います。御説明は事務局から承りますけれども、営巣中心域が確定していないところについては、全くの参考意見という認識でお聞きいただきたいと思います。( ████████ 委員 )</li> </ul>
<p>資料-3 (保護対策検討案 調査地A) シェルターについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先ほど ████████ からお話があったとおり、シェルターを設けるということが前回の委員会で共通認識になったのだろうというお話ですけれども、その点については、よろしいですか。( ████████ 委員 )</li> <li>・ シェルターの基本部分の認識というところですが、先ほど事務局の方からお話しさせていただいた、委員会の中での確認行為とか、各委員には議事録をお送りして内容を確認していただいているという状況があるのですけれども、それに関しては、事務局としまして明文化されたもので確認を1つ1つしていると考えているのですが、それについてはどうなのでしょう。( 早野課長 )</li> <li>・ 前回の5回目の委員会で、「緑の連続性確保」として、樹木の植栽に合わせて補完する機能等として道路を覆うシェルターが必要と書かれているので、シェルターを前提にした議論が第6回目で行われるのだろうというふうに私は理解していました。( ████████ 委員 )</li> </ul>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案 調査地 A) シェルターにつ いて</p>	<p>・ 樹木で覆うことについては、前回 3 月 1 0 日に「圏央道調査地点 A によるオオタカ保護対策、『樹木による緑の連続性確保』に対する意見」の 2 の「『樹木による緑の連続性確保』の問題点」ということで説明しているはず。事務局が基本的に考えていた緑で覆う案というのは、みんな植栽されて 3 0 年、4 0 年という、そういう期間があって初めて覆う、そういうものを持ってきて、だから供用開始を遅らせれば、それはいいですよと言ったことについて、遅らせられないのは当然なわけですから。ただ、何となく議論のすりかえをやられたわけですよ、私から言わせれば、確かに議事録を見なかったといっても、この議事録には今後これらの意見を踏まえて、副所長の話としてシェルター設置が総意だということを確認したというふうであり、私はこちらを重視して、シェルターというのは事務局として確認されたことなんだなと思っていただわけですよ。</p> <p>・ 本来は営巣中心域というのは開発を避けるというのが保護対策ですから、その対案として、回避できなかった場合には、私はシェルターが必要不可欠ということで議論してきたつもりですので、もしかしてそうじゃないということであれば、私は■■■■と同じように、もう一度この圏央道が必要かどうかも含めて議論せざるを得ない。 (■■■■委員)</p> <p>・ いろいろな議論をして、第 4 回、第 5 回ときて、先ほど私が冒頭に言ったとおり、「緑の連続性確保」という基本方針の中で、樹木を基本としてやりましょうと。だけれども、その生長に時間がかかるということで、それを補完するものとしてシェルターなりそういった施設が必要ですよという観点に立って今回我々は提案したということですので、趣旨的には外れてはいないと考えております。(瀬尾副所長)</p> <p>・ 樹木だけではだめな部分でシェルターの補完をするか。その内容についてですけれども、■■■■以外は全体を覆うような形にすべきだということが前回の合意だったと思うのですが。</p> <p>・ 委員の基本的な認識としては、恐らく■■■■も御同意されると思いますけれども、基本的にはシェルターを設けることで合意されているのだろうと私は認識しています。(■■■■委員)</p> <p>・ 我々としては、シェルターの中身の問題も含めて今回提案したと考えています。(瀬尾副所長)</p> <p>・ 議事録の要旨を見て、私は、やはり都合よくつまみ食いされていて、全体の議論の中で聞くと、■■■■も全体的にはシェルター、覆うシェルターということの中で話していたように私も聞いていた。ただ、議事録見ると、こうやってパッと要旨を抜かれると、私自身の意見の中にも、よく読むと矮小化されかねないというのがあるので、やはり議事録は全部を公開してくれと、前にちょっと話したと思うのですが、議事録は公開してもらえませんか。(■■■■委員)</p>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料3 (保護対策検討案 調査地 A) シェルターにつ いて</p>	<p>・私のシェルターの意味は、車と動物が隔離できればいいという意味です。鳥でも哺乳動物でもですが、その部分で、壁面にもシェルターという意味で時々使っていると思います。しかし、この場合は真ん中に植えてある木の落ち葉の話もあるので、私は、特にけやきのというのが割合に滑るのではないかという心配を持ってしまして、その点から葉っぱが下へ届かないようにするのがいいだろうという意味です。( ■■■ 委員 )</p> <p>・樹木で緑の連続性確保ということになると、かなり多くの樹木を植えていって、覆うにはかなりの年月が必要だろうということで、それまで覆いのようなもので連続性を補っておいて、あとは木が大きくなった時に、嵐になったり風が強く吹いたりすると、木の葉が舞ったり枝が折れて吹っ飛んだりということになってくると、走行車に対してもかなり危険な場面もあるのではないかということを想定すれば、それでシェルターは必要だと。( ■■■ 委員 )</p> <p>・私自身も樹木管理の面から考えて、安全性の面も考慮すれば上面を覆う構造が必要だろうと認識しております。( ■■■ 委員 )</p> <p>・結果的に第5回と同じ議論をしているのだと思う。第5回的时候も今言われたとおりに木があれば落葉があるのではないか。それは何かの対策が要るよねという話。それをオオタカ対策と言うのかどうかと思います。(松浦所長)</p> <p>・先ほど■■■から動物を隔離することがシェルターの機能だという第一義的な機能のお話がありました。そういう意味からオオタカの飛翔が、繁殖直後、例えば若鳥が飛翔能力がない時期に道路面を横切るようなことに対して防止するというようなことも、隔離という部分にはかかわってくるかと思います。先ほど、また、樹木が覆われたことに対しての補完については、その背景には動物、オオタカの動きを何らかの形で規制するためという機能も非常に重要な部分として認識している。( ■■■ 委員 )</p> <p>・植生の関係の専門家ともいろいろつき合いがあり、前にその方にもいろいろ相談して、緑の樹幹が基本的に高速道路のような道路幅で覆えるのか、そういう樹種があるのかといたら、基本的にはケヤキ以外には考えにくいだろうと。ケヤキで樹幹を覆うということになると、冬場、一番オオタカが繁殖する時期に、落ち葉が落ちて裸になる。結局樹木で覆うということは不可能だと。常緑広葉樹でやった場合には、これだけの道路幅を覆うことは、樹性からいったら無理だということを確認した上で、前の3月10日にも議論したわけですので、樹性でこういうふうに覆われるということが保証があれば議論になるのですけれども、全くそういう保証は何も今まで出ていないわけです。</p>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料3 (保護対策検討案 調査地A) シェルターにつ いて</p>	<p>・やはりシェルターというのが必要だということで議論を進めてほしいということなのです。私は議論をおくらせるつもりで言ったわけではなくて、事務局の案であれば、もう一度原則に戻らざるを得ないということです。( ■■■ 委員 )</p> <p>・第5回委員会のまとめのところでも、道路を覆う施設、シェルターが必要であるというふうになっている。覆うものを提案してほしいということですから、提案がないと、具体的な議論ができないことになります。( ■■■ 委員 )</p> <p>・我々の委員会の総意としては、基本的にはこの3番ですね、シェルターの設置というもので議論をするということで確認すればいいのではないのでしょうか。( ■■■ 委員 )</p> <p>・何で日本でこんなつまらない議論をいつまでもするのか、本当に道路関係者は勉強しているのかなという感じがつくづくする。先ほどから皆さんが言っている「緑をつなげる」、そんなことじゃないですよ。オオタカは今言った生態系がつながるかどうかの問題なので、緑がつながるという意味じゃないんですよ。生態系は何でつながるか。つまり土がつながっていかなければつながらないわけですよ。だからヨーロッパではみんな土を乗せてつなげているわけでしょう。それを20年も前からやってきているわけです。今もって木を周りに植えて覆えばいいのではないかと、そういうものじゃないでしょうかと私は言っているんです。</p> <p>・埼玉県がやった事例ですけれど、もちろん最初はこれだってやむを得ないかなと私は思うが、基本的にはこれは生態系が繋がっていない。だから、本当はこんなものいいとは言わないのだが、最初はこれでもしようがないと思う。今度は、国がやるのですから、もう少しヨーロッパあたりの事例を見て、案が出ていい時代だと思います。( ■■■ 委員 )</p> <p>・埼玉県の設置事例 ■■■ は、非常にご努力されて成果があったと思う。(話しを聞いた時には)デザイン的にソフトで自然にマッチした構造と思っていた。検討する中で、地下構造案、半地下案等も含めた複数案の中から予算、歩道の問題等踏まえ、最終的に可能な案を選定した。(最初ということで)進められてきたが、この案がいいとは決して思っていない。今回はもっと質を高める手立てを講じてほしい。( ■■■ 委員 )</p> <p>・基本コンセプトのところ、基本的な考え方のところは確認したいと思っています。</p> <p>・何のため、何を目的、タカのために何を施すためにこのシェルターが要るのかについて、意見をいただきたい。(早野課長)</p>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料3 (保護対策検討案 調査地A) シェルターにつ いて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から補完の観点については、3点でいいのですね、よろしいのでしょうかというお話ですけれども、シェルターの機能性についてはもっといろいろあります。この順番は違います。それを細かく言った方がよろしいのでしょうか。シェルターの必要性について議論している4回、5回、それぞれ御意見が出ているはずです。( ■■■ 委員 ■■ )</li> <li>・補完の観点、重要なものが抜けているのは、生態系の連続なんですよ。( ■■■ 委員 )</li> <li>・シェルターをつくる、つくらないということでの話ではなくて、観点がどうなのかということを書いていただかないと、どういう形でどうつくるのかもわからないということになってしまう。(松浦所長)</li> <li>・今回事務局で提示している中で、基本的な考え方としてどれかというところを確認したいというのが目的です。また ■■■ から事前に確認させていただいていますので、事務局からお伝えしたいと考えています。(早野課長)</li> </ul> <p>( ■■■ の御意見 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(植栽する)樹はいろいろな種類のものを植えて、不連続にするほうがよい。</li> <li>・緑の連続は、濃い緑でなくても、(南北の樹林を繋げる)回廊的な繋がりが部分的にあればよいと考えている。</li> <li>・繁殖期に巣から車が見えないような対策がとればよいので、道路の両側に網目のついたネットを配置し、緑化(ツタをはわす等)する程度でよいと考える。</li> <li>・営巣地側は遮へい対策が必要なら、パネル等の設置もよいと思うが、仮設のものを設置し、オオタカがなれたらはずすことでよいのでは。</li> <li>・(道路が開通した)当初は、夜の音と光が気になると思われるので対策が必要。</li> <li>・落ち葉対策について、十分な検討が必要。</li> <li>・■■■の保護対策のイメージは、遮へい施設の設置に緑を絡み合わせたようなものと聞いています。(早野課長)</li> </ul>



主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>参考資料2 ( ■■■ の状況について )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料説明、パワーポイント説明 ■■■■</li> <li>・ 従来、洪水を河川のみで受けとめて河川改修していたが、環境を保全しつつ流域、農地も含めて検討している状況。■■■■</li> <li>・ 河川整備はオオタカの生息環境の質を下げない配慮を行って欲しい。( ■■■ 委員 ■■ )</li> <li>・ 今より環境が悪くなることはないと考えている。</li> <li>・ 生態系の専門家、自然保護の NPO と議論し、河川づくりを考えている。</li> <li>・ オオタカ委員会の方向性に反するものではない。 ■■■■</li> <li>・ オオタカの環境への細かな配慮をしてほしい。( ■■■ 委員 ■■ )</li> <li>・ 豊かな自然があるため、全体として検討している。■■■■</li> <li>・ 道路整備による供用後の高利用域の分断に対してはどうか。( ■■■ 委員 )</li> <li>・ P36 はオオタカに特化したことを書いているが、全体として貴重な植物の移植等の保全対策を検討し、協議会へ説明する予定。( 山田課長 )</li> <li>・ 今後、調査地 G の検討を行い、最終的な結果を協議会へ伝えることとなるが、協議会との調整が必要と考えている。( ■■■ 委員 ■■ )</li> <li>・ ■■■ の整備により環境が良くなれば、オオタカは ■■■ までエサを取りに行かなくなるかもしれない。その間も調査をしていただきたい。これによって対応策も変わるかもしれない。</li> <li>・ ■■■ の整備と道路の整備のスケジュールは、どうなのか。( ■■■ 委員 )</li> <li>・ ■■■ の整備については、国庫補助金の関係もあり、何年とはみえない。■■■■</li> <li>・ 浸水被害が激しいところであるので、自然環境とバランスを考えながらできる限り早く整備すべき。■■■■</li> <li>・ 協議会には、高架道路計画(専用部)について提示してるのか。( ■■■ 委員 )</li> <li>・ 現在、動植物、地下水調査を実施中。その結果を踏まえ、保全対策を検討。今後、協議会で説明することとしており、構造概念図以上のものはお示していない。( 山田課長 )</li> </ul>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>参考資料2 ( ■■■ の状況について )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高架道路ができれば、ミティゲーションも違ってくる。保全措置の齟齬がないように、情報の共有化を図るため、情報交換の場を設けて欲しいと話した。( ■■■ 委員 )</li> <li>・保全対策のとりまとめは、基本的な方向についての提言内容になると思われ、その部分が協議会の方に理解していただければ結構だと思う。その内容について、齟齬がないように調整する意味もあり、 ■■■ にもご出席いただいている。</li> <li>・ ■■■ 協議会がどういう観点で、どういう枠組みでやられているか伺いましたので、それを認識した上で我々としては、オオタカを検討する委員会ですのでオオタカを中心に議論したい。</li> <li>・オオタカに関する問題は、 ■■■ の全体のかなりの広い範囲の中でオオタカにかかわる部分は狭い部分かと思うが、よりよい環境づくりに寄与することから、委員会が協議会に対して貢献できるのではないかと。( ■■■ 委員 )</li> <li>・協議会が始まり約2年間になる。早く結論を出したいと考えている。委員会で早く保護対策の結論を出して、協議会へ報告していただきたい。( ■■■ )</li> </ul>
<p>資料3 ( 保護対策検討案 調査地 A ) シェルターについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほどのシェルターの問題ですけれども、今日の委員会の結論として3つ案が出ている一番右側の上も囲むという方向で今後検討していくという結論でよろしいでしょうか。——ありがとうございます。</li> <li>・シェルターが必要だということに関する観点について、プラスアルファのことを文言として挙げてメモをとっていただきます。まず1つは、 ■■■ から御指摘の生態系の連続性。それ以外に重要なポイントはありますか。( ■■■ 委員 )</li> <li>・樹木で覆うのは、これだけの道路幅だと基本的には不可能だということですので、あくまでも樹木というものはシェルターを逆に補完するという考え方でいかないと、ここはおかしいのだろうと思います。( ■■■ 委員 )</li> <li>・いきのいい樹木がきちんと生えているということは、そこは動物の生息域になってしまうので、どうしても衝突の話は出てくると思いますから、どちらを重点にするかということが難しい部分だと思います。( ■■■ 委員 )</li> <li>・私はシェルターと樹木の関係というのは相関関係だと思うのです。ですから、これはどちらかを優先するとか、どちらかが補完し支えるのだということではなくて、両方同時にいくのがこの際においては必要なのかなと思っています。相関関係だと思います。( ■■■ 委員 )</li> </ul>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料3 （保護対策検討案 調査地A） シェルターについて</p>	<p>・私も■■■■が御指摘になった、オオタカの幼鳥の道路内への飛び込み防止だけではなくて、オオタカの成鳥もありますし、それからオオタカに追われた小鳥類のロードキルもあり得る。</p> <p>・それと、■■■■が御指摘のように、優先順位をどうつけばいいかということはなかなか難しいと思いますけれども、誤解を招くので1番、2番、3番という番号は外していただきたい。 （■■■■委員■■■■）</p>
<p>資料3 （保護対策検討案 調査地A） 側道について</p>	<p>・あとは地元との協議に任せてほしいというようなことは、前回私の説明のときは全くなかった。私は何回も言いますように、側道は原則としてオオタカ保護対策という観点から言えば、本来はこの圏央道の本線そのものも回避するのが筋。ところがいろいろなもろもろの事情、国土交通省の方から挙げていただいた上で、ここに本線をつくるのはやむを得ないだろう。そのための保護対策を十分にとるのが当然条件ですけれどもね。そのためのシェルターということと、周辺の緑地の確保ということは、これは大変に大事なことですし、努力していただいていることについて評価をしたいと思います。</p> <p>・側道というものはさらに環境を損なう、オオタカ保護対策にとっても損なうわけですので、私は本来設置すべきではないというのは、前から主張しているとおりです。9月17日の説明は、たしか私には、今の道路状況がどうなっているかということをお回は提案するだけだというような話だったように記憶している。あとは地元との協議に任せてほしいというのは、私は承服できません。（■■■■委員■■■■）</p> <p>・この辺も行き違いがあったのかもしれませんが、地元の要望が出てきている中で、それを尊重する必要があるということと、地元の方で、熱い思いがある中、今すぐ事業者としても飛び込んでいって何かを伝えるという状況ではありませんので、少し冷却期間も含めて、我々に託していただけませんかというようなお話を差し上げたように思います。（早野課長）</p> <p>・少なくとも側道は私は必要ないと。そのための理論づけをしなくてはならないから、側道がどうなっているのだということで、今回こういう形で提示されましたので、17日以降少し私も検討しましたけれども、何で側道が必要なのか。ほかの対策で十分対策はとれるというふうに思います。その点は意見として出していけると思います。ただ、このあいだはそういう形で、一応今回は資料を提示するだけだということでしたので、一応私は資料を見ただけですので、少なくとも側道が必要かどうかをやるかどうかはちょっと……。（■■■■委員■■■■）</p> <p>・これも行き違いがあったかもしれませんが、もう1点申し上げたのが、地元状況、過去の経過がある中、結局側道をやめるというのは、今の地元状況としては難しいですというお話をさせていただいたと思います。（早野課長）</p>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料3 (保護対策検討案 調査地A) 側道について</p>	<p>・それはオオタカ保護とは別の次元の問題です。大宮国道は側道の問題を十分理解していないのではないかとということで、D、Eの側道についてですが、仮の営業中心域に入るところで、今回これだけ側道について問題になっているにもかかわらず、全くそういうことが考慮されていなくて、側道がこういう形であるということは、本当にここで議論していることが十分理解できているのかなと思って、非常に私は心外です。側道の問題というのは非常に重要な問題だと思いますので、用地買収の当初からある程度オオタカの営業が確認されていたわけですから、そういうことをきちんと地元の説明しないでこういう問題になってきた。機能補償というものを最低限するためには、既存道路を生かしながらどういう形でできるかということの提案を次回したいと思います。その必要があればですが。( 委員 )</p> <p>・今までの側道についての議論を思い返しますと、正確ではないのですが、沿道開発を引き込む可能性もあるので側道は要らないのではないかというような話が最初に出ました。それに対して、機能的なものを考えて地元との関係で側道は必要であり、その場合に、どういう側道までは許せるかというような議論も多少出たかと思えます。赤道の問題が出て、もう一回地元が実際どのように利用しているかを踏まえた上で、本当に必要なかどうか、確認するために、この資料が出てきたのだと認識している。( 委員 )</p> <p>・ですから、先般市等に来てもらって御説明した中で、それを地元へ下ろし御説明した中で、いろいろな要望が出てきて、なかなかなくすというのは難しいのだろうという御説明を事前にしています。我々としてもなくすのは困難であり、その中身について、我々と地元行政と地元の人との話し合いで決めることで御理解願えないかという御説明をしていたところです。( 瀬尾副所長 )</p> <p>・側道の議論については、特に地元がどう考えているかが議論になると思います。今の状況も踏まえて、どの部分が要る、要らないの議論については地元には御理解いただけないと私どもは今考えています。( 早野課長 )</p> <p>・今のお話は、地元との対応の中で現実面を踏まえた上でのお話ですが、我々がすべきことは、恐らくオオタカ保全にとって側道がどうかということを議論すべきことだと思います。( 委員 )</p> <p>・側道の問題は、再開発などの懸念があって、そういったものでオオタカの生息等が脅かされるのはぐあいが悪いのではないかとといったところから、この側道の問題が出てきたような気がする。将来にどのように危険があるのか、可能性があるのかということ委員会としては議論して整理しなくてはいけないと思っています。</p>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料3 (保護対策検討案 調査地A) 側道について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [ ] あてに要望書が出されましたけれども、いきなりこのような要望が、委員長のところでは責任を負わせるような形で出てくるのは、まずいかなと思います。ぜひ事務局が調整役になって、理解と協力が得られるよう、その労をとっていただきたいと思います。 ( [ ] 委員 )</li>   <li>・ 2カ所に分かれるところを緑でつなごうというところに道路ができるというのは、残念ですが、土地の持ち主のことについても考えていかなければいけない。</li> <li>・ 道路の周辺に土地を買った部分については、開発行為はこれ以上ないと思うので、その辺が落とすところのような気がします。 ( [ ] 委員 )</li>   <li>・ 側道の議論として出てきたのは、1つは沿道の開発の話。これはオオタカの営巣木に非常に近いところで面的開発されてしまうという危惧。それに対しては、今、 [ ] も言われたように、公有地化することによって、その側道に面する部分の沿道開発というものは抑えられる。あわせて、東側は [ ] ですから、開発はないだろうとした場合に、そう開発、開発という話にはならないということです。</li> <li>・ もう1つ出てきたのは、交通そのものが悪さをすることではないかということがあったと思います。これについては、植樹していくことにより側道そのものは隠す方向に動いていくわけです。さらに、地元における使い勝手を本当にどうするかという話になってくる。それは、地元と相談させていただき、これをなくしますという話ではなくて、これはこうありますけれども、使い勝手としてどうなのでしょうかなという話をさせてもらうということになる。(松浦所長)</li>   <li>・ 側道に関しては、今だって別にあるわけではないし、そんなに必要だとも思わない。日本の要望書というのは大変インチキが多くて、要望書が回覧版で回ってくる。それで押してくれと。何だかわからないけれども押したという、そういうのが普通にあるんですよ。そういうことの中で、そんなに重く受けとめる必要はないのではないかな。自分たちが金を出すのか。恐らく、これは国が金を出してつくってくれるから、やってもらおうじゃないかという、日本人得意の甘えがあるのではないかなという感じが私はする。</li> <li>・ 私としては、どうしても必要ならば、側道も含めてシェルターをかけてやれば、それはそれで私はいいいと思う。特に営巣中心域だと、本来回避だという原則があるわけで、その辺を考えれば、当然答えは出てくる。私に対する説明では、側道についてはとりあえず柵上げしておこうじゃないかという話だったから、私は、それだったらいいよと言った。ここで側道を決めようという話になれば全然違ったことで、柵上げとは違う。事務局と地元の人たちでもって話し合っ決めていきますよというのでは、我々マターではなくなってしまうわけだから、そんなのは困る。( [ ] 委員 )</li> </ul>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料3 (保護対策検討案 調査地A) 側道について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、側道問題をとりあえずどうするのかというところに関しては、近々にすぐには議論できない。やはり少し時間がかかると考えております。</li> <li>・先ほどつくるに当たって地元は負担しないで全部国かというところにつきましては、それは地元負担はございます。それは地元住民というより、地元市町が負担するという考えで、ある一定の幅員以上は地元が負担するというようになっております。(早野課長)</li> </ul>
<p>今後の委員会の進め方等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・■■■■の方で資料の提示がありましたが、その辺はどうしますか。(早野課長)</li> <li>・今ここで5分、10分で終わらせられたくない気もする。ここで提案された保護対策について、80mについてシェルターをやるという議論をしてしまうと、問題の議論の深まりがないので、やはり次回先頭あたりでやってもらって、皆さんと議論を深めた方がよろしいかなと思います。私たちの会の方も今年サシバについても調査をして、こういった結果を得た。補完するといいますか、裏づけるといいますか、私が申し上げることの背景も少し説明したかったので提出しました。</li> <li>・1つお願いですが、16年度のサシバの採餌行動、採餌場所、それから餌の種類等について、資料を出していただければありがたいと思います。(■■■■委員)</li> <li>・調査を担当しています、■■■■と申します。データについてはありますので、16年の7月から8月、9月までのデータを取りまとめて、採餌環境の場所を特定して、次回の検討会までに提出したいと思います。■■■■</li> <li>・次回は、Aの部分について側道の話の一部が積み残しですね。それをこなしした上でHの問題をやる。最初に私が申しましたように、営巣中心域が確定していないD、Eについては、営巣中心域の確定をまずやって、その次に保全対策、保護対策のことをやるということになるかと思います。時間を考えるとそれで多分手いっぱいではないかという気もいたします。できるだけ議論を絞り込めるように資料を用意していただきたいと思います。</li> <li>・営巣中心域を決定する決定材料がどうも読みにくい。飛翔の軌跡ですとか、もう少し細かい年度を通した資料を、月別に分けるとか、飛翔軌跡が重なり合って見にくくならないような資料の整理をお願いします。(■■■■委員■■■■)</li> </ul>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>今後の委員会の進め方等について</p>	<p>・ A地点が、主として■■■■に入っていますよね。ここで、このA地点の民有林の保全をどうするかという問題が当然大きな問題です。それから、もちろんこの後の管理ですね、公有地化した場合の管理ですか、この辺のことは当然考えなければいけないことです。私の得た情報では、今年、緑の基本計画をつくるという話がございまして、ここで保全をどうするかということ、■■■■の計画の中に入れてほしい。緑の基本計画の中でどういうふうな位置づけにしたいのか。市の方針を聞いていただきたい。(■■■■委員)</p> <p>・ みどり自然課へのお願いで、保護の指針を持っていらっしゃるんですよね。管理の計画のようなものを早く持っていただくと、県があるいは国が考えている事業がスムーズにできる可能性もあるのではないかと。それは鳥の保全のところでも、県がもっと重点を持っているいろいろなことができるのではないかとこのように思っています。これはぜひお願いをしたいと思っています。(■■■■委員)</p> <p>・ 議事録を要旨ではないものを公開できないかということ、次回委員会で検討してもらいたい。(■■■■委員)</p> <p>・ 当委員会の話もありますが、国土交通省としてのスタンス、情報公開という話もありますので、即答は避けさせていただきます。(早野課長)</p> <p>・ 今後の予定でございますけれども、また改めて調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。また、事業の実施についても、今回の御意見を踏まえて適切に実施していきいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>・ 前回述べましたように、当委員会の検討状況につきましては、広報誌、ホームページ等で情報提供するとともに御意見を伺うこととしております。(瀬尾副所長)</p>